

概要版

東村山市第3次地域福祉活動計画 (住民活動計画)



平成18年(2006)～22(2010)年度

第3次地域福祉活動計画策定委員会



はじめに

この第3次地域福祉活動計画は、当然のことながら、第1次、第2次地域福祉活動計画に続くもので、第1次、第2次計画の成果を一層発展させ、さらに新たにに取り組むべき課題を整理してそれに対応していくための計画です。作業委員会・策定委員会ではこのことを確認しての調査活動と討議を進めました。

地域福祉活動計画は、これも当然のことですが、まず、東村山市在住の①福祉サービスや福祉的支援を必要としている人々の直面している生活困難や福祉ニーズと、そのために取り組まなければならない福祉課題を明らかにし、それに対応する計画でなければなりません。一方、今日の地域福祉の視点では、もう少し幅広く②一般住民の直面している生活課題にも対応するものでなければなりません。

そこで、今回は①の福祉ニーズ、福祉課題を明らかにするために、「フォーカス・グループ・ミーティング」という手法を用いました。一方、②の市民が抱えている生活課題については、13町で開催した「住民懇談会」を通してそれを明らかにすることを試みました。

第2次活動計画で提示された「基本理念」をベースとしつつ、こうして得られた情報に基づいて作業委員会・策定委員でそれぞれ議論を重ね、第3次活動計画に盛り込むべき基本目標・これを実施するための具体的計画が作られました。



第3次地域福祉活動計画 課題把握の方法

◆フォーカス・グループ・ミーティング◆

"フォーカス・グループ・ミーティング(インタビュー)"というのは、本来はある課題に焦点＝フォーカスを絞り、その課題に関わっている専門家(6～9人)にその課題に関して質問し、グループで討議してもらいその話の内容を整理するという"質的調査研究法"の一つです。今回は参加人数の点では、このようになっていませんが、高齢者、障害者、子ども・家庭、拠点の4つの分野で、20回の「フォーカス・グループ・ミーティング」を行い169名の方からお話を伺いました。その内容は計画書本編・資料集に掲載してあります。

◆住民懇談会◆

住民懇談会は、13町の生活課題、福祉課題を明らかにするために町毎に行いました。懇談会の実施結果は本編に詳しく報告させていただいていますが、町毎で参加人数ははじめ発言内容にかなり違いがあります。住民懇談会は15か所で開催、287名の方が参加されました。



わたしがつくる みんなでつくる地域福祉活動

この基本理念は、これから地域福祉活動を進めるにあたって、「誰かがやってくれる」のではなく、「住民みんなで地域福祉活動を推進していくこと」を基本的な考え方としています。

「わたし」にできることは何か。ひとり一人が考えて、できることを実践していくことを大切にしたいという意味が込められています。地域福祉活動をすすめる行動計画として、このような基本理念を掲げました。



住民懇談会



中間報告会



フォーカス・グループ・ミーティング



策定委員会／意見集約



作業委員会／課題整理

第3次地域福祉活動計画

基本理念



7つの基本目標



具体的な実施目標



9つの重点事業

基本目標・実施目標



1. 住民みんなが地域福祉の担い手になろう ～参加と協働～

住民ひとり一人が地域福祉の担い手となって、地域福祉活動に参加し協働していくことを目標としています。住民ができることから少しずつ取り組んでいけるように、そして多くの住民が参加し協働しやすいシステムづくりについても考えていきます。

実施目標

- 1) ボランティア・NPO・市民活動の支援とボランティア・市民活動センターへの拡充
- 2) 既存施設を活用した市民活動拠点の設置
- 3) 共同募金・市民寄付を活用したNPO・市民活動助成事業の推進
- 4) 福祉協力店の拡充と商店街との連携
- 5) 福祉協力員会活動の拡充と自治会との連携
- 6) 団塊の世代の起業・市民活動・ボランティア活動への参加支援

2. 子どもから高齢者まで誰もが安全・安心に暮らせるまちにしよう

近年、私たちが生活している身近なところで犯罪が起きたり、地震や豪雨などの災害が起きるなど、私たちの生活が脅かされることが多くなってきています。また、子どもの登下校時の事件や高齢者や障害者を狙った悪質な訪問販売などが多発しています。これは、支援を必要としている子ども、障害者、高齢者をはじめ、すべての住民が気になっていることです。誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりは、地域福祉活動の大切な目標であると考えました。

実施目標

- 1) 子ども、障害児者、高齢者が安全で・安心して暮らせる住民の見守り活動の推進
- 2) 悪徳商法・悪徳業者から住民を守るまちづくり
- 3) 災害時要援護者を支える災害に強いまちづくり

3. 誰もが自分らしく生きるまちにしよう ～人権が守られ、認め合えるまち～

障害がある・なしに関わらず、住民同士がお互いの違いを認め合い、共に暮らしていけるまちづくりをしていきたいと考えます。東村山市は、多くの福祉施設があり、さまざまな背景のある方々が暮らしています。お互いを認め合い、誰もが自分らしく生きることができ東村山にしていきたいと考えます。

実施目標

- 1) 幼児から高齢者まで住民への福祉教育の推進と福祉教育サポーターの育成
- 2) 子育て・障害者・高齢者など多様なサロン活動の推進
- 3) 若者の居場所・活動支援
- 4) 住民の立場から子どもの遊びの提案

4. こころもからだも健康であり続けるまちにしよう ～予防的活動の重視～

健康であり続けることは、何ものにも代えがたい大切なことです。それは、「何も病気をしていない」「何も障害がない」ことを指すものではありません。誰もが生き活きと暮らし続けることを目指しています。そのためには、介護予防や子育て支援など、問題が大きくなる前の支援が重視されています。誰もが生き活きと暮らし続けていくために、予防的活動を重視して地域福祉活動に取り組んでいきたいと考えます。

実施目標

- 1) 子育て、障害者、高齢者など専門職と連携した多様なサロン活動の推進
- 2) 介護予防活動の推進
- 3) 住民の立場から心の健康を支える

5. 必要な情報が必要とする人へ届きやすいまちづくりをしよう

地域福祉活動計画を策定するために、当事者やさまざまな方々にお話を伺ってきました。多くの方から「必要な情報が届いていない」「制度の内容がわからない」「このように直接話してくれないとわからない」「文字情報ではわからない」などの指摘がありました。また、「情報が多すぎてわからない」という子育てをしていく上での悩み、インターネットなどの情報過多時代の悩みもありました。「必要な情報を必要としている人へ届ける」ことの工夫を地域福祉活動として考えていきます。

実施目標

- 1) 福祉相談・情報へのアクセシビリティ(福祉相談のしやすさ、情報の得やすさ)の向上
- 2) 障害者・高齢者等へのわかりやすい情報提供方法の検討
- 3) 小地域(福祉協力員会)単位での出前講座の開催

6. 制度で対応できない課題への支援に 取り組もう

社会福祉が現在のように広がってきた時代においても、制度の対象とならなったり、制度の狭間で十分な支援を受けられない人々がいまいます。契約制度の時代となり、判断能力が十分でない人々への支援が一層必要となっています。ストレスの多い現在、こころのケアを求める人々が多く、生きる意欲を失った人へは、現在の福祉制度では十分な対応が難しいと言えます。障害者の就労支援など、行政の取り組みだけでなく、企業や住民の理解、受け入れ態勢によって改善されていくことも多くあります。

このように制度で対応できない問題についても、NPOやコミュニティビジネスなどで積極的に住民の立場から取り組んでいきたいと考えます。

実施目標

- 1) 単身世帯の増加にともなう新たな支援の検討
- 2) 意思決定で支援が必要な方への権利擁護に関連した相談体制の検討
- 3) 障害者就労支援の啓発と検討

7. 地域福祉活動を住民参加でチェックしよう

計画を実現するためには、重点事業などがどのように進められているのかチェックする組織が必要となります。活動を実践していく中では、この計画策定時には明らかにならなかった課題などが出てくる場合もあります。それらの課題を話し合い、新たな方向性を考えるために地域福祉活動計画進行管理委員会(仮称)を住民参加で創設し、地域福祉活動をチェック・評価します。





1. 地域住民の参加による 地区活動計画づくりの推進

13地区ごとに福祉協力員、民生委員、保健推進員、自治会などが協力し、地域住民・ボランティアの参加を得て「地区活動計画」を作成します。地域特性に応じた具体的な取り組みを考え、地域で活動している方々が連携し、同じ目標に向かって活動していけるように計画づくりを推進します。

〈計画の内容〉

福祉協力員会が中心となって計画づくりを進めます。そのために、活動計画策定時に開催した「住民懇談会」ででてきた課題を参考にしつつ、さらに懇談会を開催しながら計画を作っていきます。

2. ボランティア・市民活動センター への拡充

阪神・淡路大震災以降、NPOや市民活動が大きく注目されるようになりました。また、福祉ニーズが多様化してくる中で、ボランティア、市民活動も福祉分野に限らず多様な分野で取り組まれています。現ボランティアセンターを「ボランティア・市民活動センター」へと拡充し、まちづくりの視点からNPOや市民活動に取り組んでいる組織・団体の支援についても行っていけるような体制づくりを推進していきます。

〈計画の内容〉

現ボランティアセンターを「東村山ボランティア・市民活動センター」に拡充していくために、必要な機能・取り組みについて、市民や関係者に対しアンケートを実施し準備を進めます。また、NPOや市民活動団体、ボランティアグループに対して助成金などの活動支援を行います。

3. 既存施設・福祉施設を活用した サロン活動等の推進

子育て、障害者、高齢者などが地域で気軽に立ち寄れる場所、サロン活動を展開することは、人と人のつながりができ、引きこもりの予防や、情報交換・情報を得る場ともなり、地域のネットワークづくりにもなります。

既存施設や福祉施設の地域交流スペースなどを活用しながら地域に活動拠点を創出し、サロン活動を推進します。

〈計画の内容〉

東京都社協からの助成金を活用して、多目的に使用できる拠点を整備し、平成20年度には共同運営が出来る体制を目指します。また、サロン活動を拡充していくため啓発・社会資源の調査活動などをします

4. 福祉協力員会活動の拡充と支援

様々な福祉課題が身近な地域である中で、福祉協力員会への期待が高まっています。そのため、福祉協力員の人材養成と協力員会活動の拡充・支援を行い各地区の特性に応じた取り組みを推進します。

〈計画の内容〉

今後の協力員会活動の方向性や協力員養成の方法などを検討するための委員会を設置します。また、現在行われている、研修の充実を図り、社協職員の地域担当制を維持します。

5. 安心サポートネットワークの構築

市民・福祉関係者・障害当事者・保護者などで活動を行っている「東村山安心ネットワーク」では、災害時要援護者対策について、市の防災計画への提案を行いました。災害時への対応は、日常的なサポートネットワークが機能していることが重要で、防災・防犯・見守り支援などへも対応できることとなります。福祉関係機関や学校、福祉協力員会、自治会、商店会などの連携によりサポートネットワークの構築を検討します。

〈計画の内容〉

各種講座や地域活動を通じて、防犯・防災・障害理解等についての意識啓発を行います。また、各地区で行われている防犯・防災活動の支援や団体間の連携を図り、地域でのネットワークを構築します。

6. 福祉相談・情報へのアクセシビリティ(福祉相談のしやすさ、情報の得やすさ)の向上

福祉サービスや福祉情報を必要とする人にとって、その相談の窓口などを理解するまでに多くの時間を費やしてしまう事は少なくありません。必要な情報が必要な人に届くシステム作りを進めます。

〈計画の内容〉

必要な情報が必要な人へ届くよう、情報交換の場としてのサロン活動の推進、直接情報を得る場としての住民懇談会、小地域単位の出前講座などの開催をします。また、福祉情報が得やすいように福祉協力店のような場所を増やします。

7. 子ども・若者が活躍する場の創出

東村山では地域教育をテーマとした学校、PTA、地域住民、住民組織、企業、団体などが連携した取り組みが広がりはじめ、中学生が地域の様々な行事や活動に参加するようになってきています。ボランティア体験学習、職場体験、福祉教育を通じて子ども・若者が地域で活躍できる場を創出します。

〈計画の内容〉

東村山第四中学校の「ホリデーネットワーク」の活動をモデルとする、子ども達が地域で活躍出来る場づくりを支援します。そのため各小中高校の調査を行います。

8. 団塊の世代への活動支援

団塊の世代が2007年から企業などを退職し始めます。団塊の世代が企業や組織から、地域へと目を向けた時、地域福祉活動にとって大きな力となると思います。ボランティア、NPO、市民活動、コミュニティビジネスなど地域活動への参加を支援します。

〈計画の内容〉

団塊世代へ地域福祉活動に参加してもらえるように働きかけをします。その一つとして団塊世代向けの講座を開催します。また、地域にある様々な活動や団体を紹介できるような仕組みづくりを行います。

9. こころのバリアフリーなど住民の福祉意識の向上

これまで市民福祉カレッジをはじめ、さまざまな福祉教育の取り組みがなされ、多くの住民が地域福祉活動に参加するようになってきています。年齢や障害のある・なしに関わらず、お互いの違いを認め合い、誰もが排除されない地域づくりを進めていくために、こころのバリアフリー重視した子どもから高齢者までの福祉教育をさらに推進していきます。

〈計画の内容〉

すでに完成している福祉教育実践マニュアルを活用し学校での福祉教育活動を実践していきます。認知症理解や障害理解に向けての啓発活動に力を入れます。市民福祉カレッジの内容を検討し福祉課題に対応した福祉教育プログラムを実施します。

計画の実現のために

福祉活動で大切なのは、まず組織的取り組みができるようにシステム化されていること、そこに関わる者が良い人間関係を築き、アイデアを出し合い、気長に努力することだと思います。さらに大切なことは活動に携わる人材を発掘し、育てていくことです。そして何よりも、この活動計画が有意義なものとなるためには、地域の人々が互いに支え合う住民としての意識をもって、地域福祉活動に積極的に参加して下さる事です。

また、福祉課題、生活課題のすべてが住民の相互支援活動で解決されるわけではありません。身体障害者のための環境整備問題を一つとっても、あるいは虐待問題を考えても、認知症を含む精神障害者の生活困難を考えると、そうした問題の解決には行政による対策が重要です。

私たちは市民として必要な公的施策を行政に求めながら、私たちができる活動を市との協働として積極的に続けなければなりません。この計画策定に関わった私たちも今後ともたゆまぬ努力をしていきたいと思ひます。



「第3次地域福祉活動計画」本計画は、
社会福祉協議会事務所、社会福祉センターに設置し、配布しています。

東村山市第3次地域福祉活動計画（住民活動計画）概要版 2006(平成18)年3月

東村山市第3次地域福祉活動計画策定委員会

事務局；東村山市社会福祉協議会

〒189-0022 東村山市野口町1-26-39

TEL 042-394-6333 FAX 042-393-0411

URL <http://hm-shakyo.or.jp>